

公益財団法人 ダイトロン福祉財団

第17回障害者福祉助成金申込のご案内

《趣旨》

本年度も当財団の目的および事業に対する社会的要望に応えるため、障害福祉サービス事業所等への資金援助を行うとともに、障害者の社会参加と生活向上等に関する調査研究のための支援を行います。第16回の助成事業の効果を確認し、昨年と同様に特別助成事業も行います。

第17回助成金の公募については、下記の要綱のとおり総額 3,000万円 を限度とし募集を実施致します。

《助成金申込要綱》

記

1. 助成対象事業

(1) 障害福祉サービス事業所等に対する設備費等助成事業 (第1号事業)

- ア. 助成対象 滋賀県内の障害福祉サービス事業所等の積極的な事業展開のために必要な設備、資材および作業所等環境改善に対する助成
※但し、車両については6台を限度として助成致します。

- イ. 助成金額 1件あたり100万円以内【但し、総事業費の4分の3以内とする】
助成金総額 2,000万円以内

(2) 障害者の社会参加の促進と生活向上等に寄与する調査研究のための助成事業 (第2号事業)

- ア. 助成対象 滋賀県内の社会福祉法人、公益法人等が行う障害者福祉にかかる調査研究に対する助成

- イ. 助成金総額 200万円以内

- ウ. 助成件数 3件程度

(3) 特別助成事業 (第3号事業)

障害者の福祉向上に寄与する施設等に特別の助成を行う。但し、上記(1)、(2)に含まれない、または(1)、(2)の枠を超える事業とする。

- ア. 助成対象 滋賀県内の施設等(社会福祉法人、公益法人等含む)

- イ. 助成金総額 800万円以内

- ウ. 助成件数 8件程度

・助成対象者の選考は、4月に開かれる選考委員会で選考し、5月開催の理事会で決定する。

2. 特記事項

国、地方公共団体等からの補助および他の民間助成団体からの助成と重複して助成は致しません。

3. 助成申請方法

助成金申請書に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

[申込書に添付の書類]

- ① 事業計画書（別紙のとおり）
- ② 見積書（物品等の場合は業者の指定はありません）
（車の買換えの場合は車検証のコピー、新規事業の場合はその用途）
- ③ 定款、寄附行為または規約（法人、団体の場合）
- ④ 役員名簿
- ⑤ 直近の承認済収支決算書（平成29年度分が提出不可の場合は平成28年度分）

4. 申請書提出（送付）先

〒520-3044 栗東市伊勢落野神689-1
公益財団法人ダイトロン福祉財団

5. 申請期間（郵送にて）

平成30年3月1日（木）～平成30年3月23日（金）消印有効

6. 助成決定

助成の採否については、当財団選考委員会で選考し、5月開催の理事会において決定後、5月下旬に個別に通知します。

7. 助成金の交付及び贈呈式

助成金は、贈呈式以降に交付します。

助成金贈呈式は、7月3日（火）ピアザ淡海を予定しています。

8. 事業完了報告

(1) 第1号事業及び第3号事業については、助成事業終了後速やかに（平成30年11月16日（金）まで）に当財団に完了報告書を郵送にて提出願います。

(2) 第2号事業については、助成決定後1年以内に完了報告書を提出願います。（但し、平成30年11月16日までに中間報告書を提出願います）

9. 助成の取り消し

助成事業の遂行が不可能と認められるとき、あるいは助成金が目的外に使用されたときは、助成の取り消しまたは助成金の返還を求めることがあります。

連絡・問い合わせ先： 公益財団法人ダイトロン福祉財団
事務局長 森谷 敏春
TEL 06-6399-5016 FAX 06-6399-5216
E-mail アドレス：moritani@daitron.co.jp

* 平成30年度の当財団助成金募集に関する情報は、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会様のウェブサイト、<http://www.shigashakyo.jp/> の「助成金情報」にご掲載いただいております。申込書等は、そこからダウンロードが可能です。（平成30年2月上旬から掲載予定）

(2018.1.19)